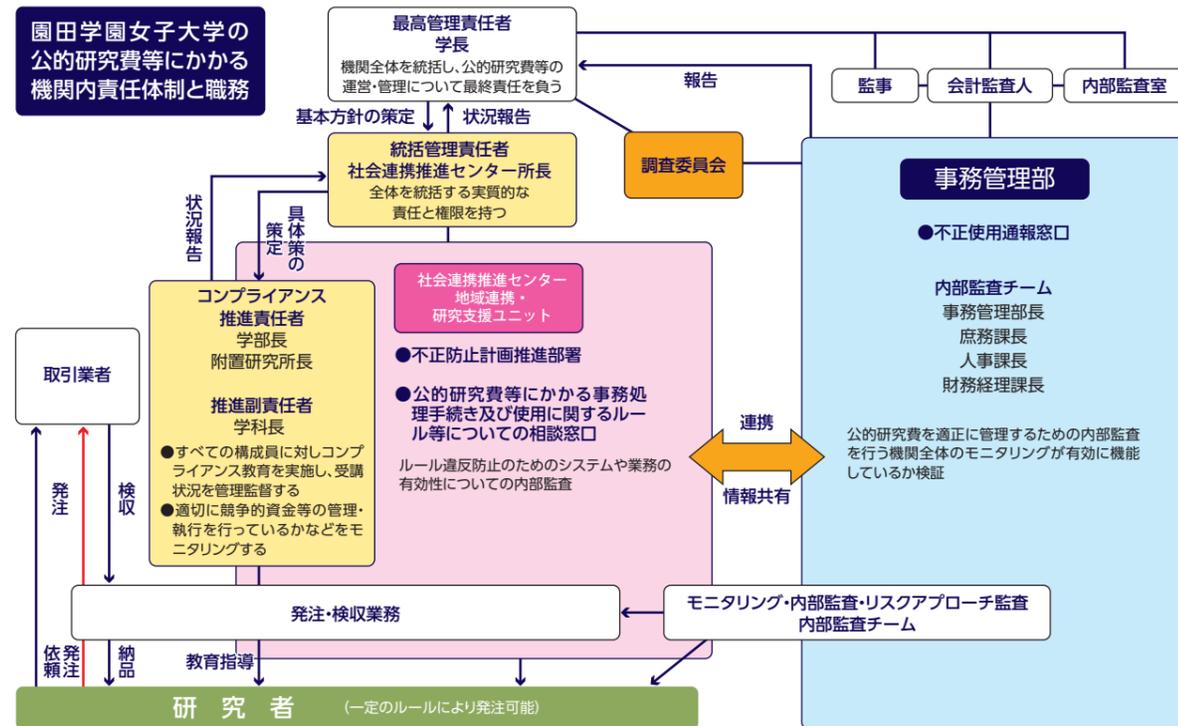


# 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 研究倫理パンフレット

Vol.  
2



## 担当窓口

### ■事務管理部 内部監査チーム

TEL:06-6429-1201 FAX:06-6422-8523  
E-mail:tuho@sonoda-u.ac.jp

- 公的研究費の不正使用に係る通報窓口
- 研究不正行為の告発又は相談の窓口

### ■社会連携推進センター 地域連携・研究支援ユニット

TEL:06-6429-9921 FAX:06-6426-8523  
E-mail:chiikirenkei@sonoda-u.ac.jp

- 研究不正行為の告発又は相談の窓口
- 公的研究費の使用ルール及び事務処理等の窓口
- 研究支援(科研費、受託研究、共同研究、奨学寄附、共同研究(学内))
- 研究倫理審査
- 研究倫理教育
- 学生に対する研究倫理教育

## 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部における 公的研究費の使用に係る行動規範

(平成27年10月1日制定)

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部(以下「本学」という)は、学術研究の公平性・信頼性を確保することを目的として、公的研究費の使用に当たり、教職員が遵守すべき行動規範をここに定める。

本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員は、これを誠実に実行しなければならない。

### (法令の遵守)

1 本学の教職員は、公的研究費は国民の貴重な税金が原資であることを認識し、その管理と執行にあたっては関連法令や規則を遵守する。

### (適正な使用)

2 研究者等は、研究計画に基づいて公的研究費を計画的かつ適正な使用に努める。また、事務職員は、効率的かつ適正な事務処理を行うことに努める。

### (管理・監査体制)

3 本学の教職員は、公的研究費の不正及び不適切な実行を防止するため、実効性のある管理・監査体制を整備する。

### (ルールの理解)

4 本学の教職員は、公的研究費の取扱いに係る研修等に積極的に参加し、法令等の知識を習得し、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努める。

附則

この行動規範は、平成27年10月1日から施行する。

## 経験値教育

園田学園女子大学  
園田学園女子大学短期大学部

人間健康学部 総合健康学科・人間看護学科・食物栄養学科  
人間教育学部 児童教育学科  
短期大学部 生活文化学科・幼児教育学科

## 園田学園女子大学 研究倫理パンフレット Vol.2

発行日:平成28(2016)年4月1日

発行者:園田学園女子大学

〒661-8520 兵庫県尼崎市南塚口町7-29-1 TEL:(06)6429-1201 (代表) FAX:(06)6422-8523 (代表)

所管部署:教学支援部 学術研究支援課

企画・編集:教学支援部 学術研究支援課

http://www.sonoda-u.ac.jp

「園田学園女子大学 研究倫理パンフレット」に関するご意見やご感想などがありましたら、教学支援部 学術研究支援課へお寄せください。

本パンフレットに掲載した文章、写真等の無断転載・複写を禁じます。

Copyright(C) SONODA WOMEN'S UNIVERSITY SONODA WOMEN'S COLLEGE All Rights Reserved.

## 第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

### 不正行為に対する基本姿勢

- 不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、**科学そのものに対する背信行為**
- 個々の研究者はもとより、研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要がある

### 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律

- 不正に対する対応は、**まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用**としてなされなければならない

### 研究機関の管理責任

- 研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わる**ことにより、**不正行為が起りにくい環境**がつけられるよう対応を強化
- 特に、組織としての責任体制の確立による**管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進**
  - ー共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化
  - ー複数の研究者による研究活動の全容を把握する立場の代表研究者が研究成果を適切に確認
  - ー若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援助言(メンターの配置等)

## 第2節 不正行為の事前防止のための取組

### 不正行為を抑止する環境整備

#### ●研究倫理教育の実施による**研究者倫理の向上**

- ー研究機関:**研究倫理教育責任者の配置など必要な体制整備**を図り、**広く研究活動にかかわる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施**
- ー大学:学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、**学生に対する研究倫理教育**の実施を推進
- ー配分機関:競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、**研究者倫理教育の受講を確実に確認**

#### ●研究機関における一定期間の**研究データの保存・開示**

### 不正事案の一覧化公開

不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて**一覧化し、公開**

## 第3節 研究活動における特定不正行為への対応①

### 対象とする不正行為

**故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った**ことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の**捏造、改ざん、盗用** → 特定不正行為

### 研究機関、配分機関における規程・体制の整備及び公表

特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する**規程等を整備し、公表**

- 不正行為に対するための**責任者の明確化、責任者の役割や責任の範囲**を定めること
- 告発者等の秘密保持の徹底、告発後の具体的な手続きの明確化
- 特定不正行為の調査の実施などについて、**文部科学省等への報告義務化**

## 第3節 研究活動における特定不正行為への対応②

### 特定不正行為の告発の受付、事案の調査

特定不正行為の告発の受付から、調査、認定、不服申立て、調査結果の公表までの手続き・方法

- 告発・相談窓口**の設置・周知(※告発・相談窓口の**第三者への業務委託**も可能)
- 研究機関における**調査機関の目安**の設定
- 調査委員会に**外部有識者を半数以上**入れること(利害関係者の排除についても規定)
- 調査委員会が必要と認める場合、調査委員会の指導・監督の下に**再現実験の機会を確保**
- 不服申立てにおいて、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、**調査委員会を交代・追加**して審査

## 第4節 特定不正行為及び管理責任に対する措置

### 特定不正行為に対する研究者、研究機関への措置

- ・特定不正行為に係る競争的資金等の返還(※)
- ・競争的資金等への申請及び参加資格の制限(※)

(※競争的資金等のみならず、**運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の不正行為も対象**とする)

### 組織としての管理責任に対する研究機関への措置

- 組織としての責任体制の確保
  - ー不正行為への対応体制の整備等に不備があることが確認された場合、文部科学省が**「管理条件」を付与**
  - ー**管理条件の履行が認められない場合**、研究機関に対する**「間接経費」を削減等の措置**
- 迅速な調査の確保
  - ー正当な理由なく特定不正行為に係る**調査が遅れた場合**、「**間接経費**」の削減措置



4 最高管理責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対し、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみを理由に、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な取扱いをしてはならない。

## 第5章 事案の調査

(予備調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、第9条に規定する告発を受けた場合、速やかに予備調査委員会を設置し、予備調査を行う。

2 予備調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、統括管理責任者を委員長とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 当該研究者が所属する部局の長
- (3) 最高管理責任者が指名する者 若干名

(予備調査の実施)

第16条 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。

2 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

3 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、直ちに本調査を行うか否かを決定する。

5 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

6 最高管理責任者が本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。その場合には、資金配分機関や告発者の求めがあったときに開示することができるよう、予備調査資料等を保存するものとする。

7 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会)

第17条 最高管理責任者は、前条により調査を要すると判断した日から30日以内に、調査委員会を設置し、本調査を開始する。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、統括管理責任者を委員長とする。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する者 若干名
- (3) 当該分野の研究者である学外者 若干名
- (4) 行動規範について専門的知識を有する学外者 若干名
- (5) 法律の知識を有する学外者 若干名

3 調査委員会の委員のうち、過半数は外部有識者とする。

4 調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

5 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査委員の氏名及び所属を示し、調査への協力を求めるものとする。

6 告発者及び被告発者は、前項の通知後7日以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。

7 前項の異議申し立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

8 調査委員会は、本調査にあたり被告者による弁明の機会を設けなければならない。

(本調査の実施)

第18条 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。

- (1) 告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の精査
- (2) 関係者のヒアリング
- (3) その他必要と認めた内容

2 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会ならびに機器の使用等を保障し、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

4 調査委員会は、本調査を実施するにあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

5 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

6 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。

7 調査委員会は、調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮するものとする。

## 第6章 不正行為等の認定

(認定)

第19条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無を認定するものとする。

2 認定に当たっては、被告発者の弁明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。その際、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

3 調査委員会は、不正行為と認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び研究における役割その他必要な事項を認定する。

4 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。

5 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

6 調査委員会は、認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者に調査結果を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第20条 最高管理責任者は、調査結果を速やかに告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が調査機関以外の機関に所属しているときは、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第21条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。

ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となるときは、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第17条第2項及び第3項に準じて指名する。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合は、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知するものとする。

7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第22条 再調査を行う場合には、調査委員会は、不服申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切り、ただちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

2 調査委員会は、再調査を開始した場合、その開始の日から起算して50日以内に調査結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者及び告発者に通知する。加えて、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは、告発者が所属する機関及び被告発者に通知し、関係省庁に通知する。

4 調査委員会は、前項の不服申立てについて概ね30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、その結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、当該事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。

(調査結果の公表)

第23条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合は、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

## 第7章 措置及び処分

(措置及び処分)

第24条 最高管理責任者は、対象研究者の行為が、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部就業規則(以下、「就業規則」という。)に規定する懲戒の事由に該当すると判断した場合は、その旨を理事長に報告するものとする。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合は、当該告発者に対し、就業規則に基づき適切な処置を行うものとする。

3 不正行為が存在しなかったことが確認された場合は、最高管理責任者は対象研究者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、必要な措置をとらなければならない。

4 研究費補助金等の交付元及び研究委託機関から不正行為に係る研究助成金等の返還命令があった場合は、加算金等を含め、原則として不正行為を行った研究者がその責めを負うものとする。

5 不正行為が行われたとの認定があった場合は、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、当該論文等の取り下げを勧告するものとする。

6 調査委員会による調査の結果、研究活動における不正行為の事実が認められた研究者について、就業規則等の諸規程に基づき、懲戒手続きに付すものとする。

(データの保存期間)

第25条 研究ノートをはじめ論文の根拠となる全てのデータは、論文を発表した後10年間は各研究者の責任において保管することを義務付ける。

(事務主管)

第26条 この規程に関する事務主管は、社会連携推進センターとする。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会の承認を得るものとする。

付則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。